

寒川町事務決裁規程新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～	～ 略 ～
(用語の意義)	(用語の意義)
第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)～(7) (略)	(1)～(7) (略)
(8) 課長 規則第3条第3項に規定する課長及び規則第3条第4項に規定する所長、規則第5条第1項に規定する館長 _____ _____ 及び所長をいう。	(8) 課長 規則第3条第3項に規定する課長及び規則第3条第4項に規定する所長、規則第5条第1項に規定する館長 <u>(寒川町立文化福祉会館長に限る。)</u> 及び所長をいう。
(9) (略)	(9) (略)
(10) 主幹 規則第4条第5項に規定する主幹及び技幹、規則第5条第1項に規定する _____ _____ 場長をいう。	(10) 主幹 規則第4条第5項に規定する主幹及び技幹、規則第5条第1項に規定する館長 <u>(寒川町立文化福祉会館長を除く。)</u> 及び場長をいう。
(11)・(12) (略)	(11)・(12) (略)
～ 略 ～	～ 略 ～
	<u>附 則</u> <u>この訓令は、平成27年4月1日から施行する。</u>